

年 月 日

敦賀市長 米澤 光治 殿

申請者 住 所  
名称又は氏名  
(代表者)  
電話番号

柴田氏庭園建物使用許可申請書

次のとおり柴田氏庭園の建物を使用したいので申請します。

|        |                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用目的   |                                                                                                                                                                   |
| 使用日時   | 年 月 日 時 分から<br>年 月 日 時 分まで（準備・撤収の時間を含む。）                                                                                                                          |
| 使用施設   | <input type="checkbox"/> 甘棠館書院 北 6 畳間<br><input type="checkbox"/> 甘棠館書院 松の間、亀の間、中 6 畳間及び式台<br><input type="checkbox"/> 甘棠館居宅 茶の間 （ <input type="checkbox"/> 前室使用） |
| 使用責任者  | 氏 名<br>電話番号                                                                                                                                                       |
| 使用予定人数 | 人                                                                                                                                                                 |
| 冷暖房の要否 | 要 ・ 否                                                                                                                                                             |
| 備考     |                                                                                                                                                                   |

※使用目的の詳細がわかる資料があれば、添付してください。

## 申込方法及び注意事項

- 1 受付は、使用される日の前6月から7日までの間に行うことができます。受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。間違いを防ぐため、電話、口頭等での受付はいたしません。
- 2 次の場合は、使用を許可されません。
  - (1) 庭園の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 庭園の景観を損なうおそれがあると認められるとき。
  - (4) 庭園の管理上支障があると認められるとき。
  - (5) その他市長が不適当であると認めるとき。
- 3 使用料は、許可書交付の際に前納し、原則として還付いたしません。
- 4 使用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。
- 5 使用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けてください。
- 6 施設、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 7 許可を受けた目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。